

VI 税制・税務一般

1 市税一覧表（令和2年度）

区分 税目	納税義務者・課税客体	課 税 標 準 ・ 税 率	徴収方法	納 期
市 民 市 民 税 税	<p>(1) 市内に住所を有する個人</p> <p>(均等割) 年額 3,000 円 (平成 26 年度から令和 5 年度まで 3,500 円)</p> <p>(所得割) ア 所得割（下記イに該当する退職所得を除く。） (ア) 課税総所得金額若しくは課税退職所得金額又は課税山林所得金額に一律 8%（平成 29 年度までは 6%）の税率を適用する。 (イ) 次の各所得金額については、特別の税率による。 土地建物等の課税長期譲渡所得金額、土地建物等の課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（注 1）、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（注 2）、先物取引に係る課税雑所得等の金額 (注 1) 特別徴収で完結した特定株式等譲渡所得金額に係る所得を除く。 (注 2) 申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得に限る。 イ 分離課税に係る所得割 退職所得の金額（退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の 1/2 の額）については、一律 6% の税率を適用する。</p>	<p>普通徴収 又は 特別徴収 特別徴収</p>	<p>1期 6月 2期 8月 3期 10月 4期 翌年 1月</p> <p>給与所得者 6月～翌年 5月各月分 を翌月 10 日 まで</p> <p>公的年金受 給者 4月～ 翌年 2月各 月分（偶数 月に限る） を翌月 10 日 まで（開始 年度は年税 額の 1/2 は 6月、8月 に普通徴収 となる）</p> <p>徴収した月 の翌月 10 日 まで</p>	
	<p>(2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で同一区内に住所を有しない者</p> <p>(均等割) 年額 3,000 円 (平成 26 年度から令和 5 年度まで 3,500 円)</p>	普通徴収	6月	

区分 税目	納税義務者・課税客体	課 税 標 準 ・ 税 率	徴収方法	納 期																																				
市 民 市 民 税 税	<p>(3)</p> <p>ア 市内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>イ 市内に収益事業を行う事務所又は事業所を有する準法人又は公益法人等</p>	<p>(均等割)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 本 金 等 の 額</th> <th>区内の従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①資本金等の額を有しない法人</td> <td></td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>②1,000 万円以下である法人</td> <td>50 人以下</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50 人超</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>③1,000 万円を超える、 1 億円以下である法人</td> <td>50 人以下</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50 人超</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>④1 億円を超える、 10 億円以下である法人</td> <td>50 人以下</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50 人超</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>⑤10 億円を超える、 50 億円以下である法人</td> <td>50 人以下</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50 人超</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>⑥50 億円を超える法人</td> <td>50 人以下</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50 人超</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 資本金等の額とは、資本金の額又は出資金の額と資本準備金などの所定の金額との合計額（保険業法に規定する相互会社にあっては純資産額）をいう。</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は次の①と②を比較し、大きい方の額をいう。</p> <p>① 法人税法上の資本金等の額－無償減資等による欠損てん補額+無償増資額</p> <p>② 「資本金+資本準備金」又は「出資金の額」</p> <p>2 法人課税信託の受託者については、「資本金等の額」を「固有法人の資本金等の額」と読み替える。</p> <p>(法人税割)</p> <p>法人税額の 8.2%（平成 26 年 9 月 30 日以前に開始した事業年度分については 14.5%。平成 26 年 10 月 1 日以降令和元年 9 月 30 日以前に開始した事業年度分については 11.9%）。ただし、以下の法人は 6.0%（平成 26 年 9 月 30 日以前に開始した事業年度分については 12.3%。平成 26 年 10 月 1 日以降令和元年 9 月 30 日以前に開始した事業年度分については 9.7%）の税率を適用する。</p> <p>①資本金等の額が 3 億円（平成 13 年 3 月 31 日以前に終了した事業年度分については 1 億円）以下で、課税標準となる法人税額年 1,600 万円以下の法人</p> <p>②資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く）又は準法人で、課税標準となる法人税額年 1,600 万円以下のもの</p> <p>③中小企業団体の組織に関する法律第 3 条に掲げる法人</p>	資 本 金 等 の 額	区内の従業者数	税 率	①資本金等の額を有しない法人		50,000 円	②1,000 万円以下である法人	50 人以下	50,000 円		50 人超	120,000 円	③1,000 万円を超える、 1 億円以下である法人	50 人以下	130,000 円		50 人超	150,000 円	④1 億円を超える、 10 億円以下である法人	50 人以下	160,000 円		50 人超	400,000 円	⑤10 億円を超える、 50 億円以下である法人	50 人以下	410,000 円		50 人超	1,750,000 円	⑥50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円		50 人超	3,000,000 円	各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用されるものはさらに延長、中間申告の場合は事業年度開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内）に申告納付。 ただし、均等割申告を行う公益法人等については 4 月 30 日までに申告納付。	
資 本 金 等 の 額	区内の従業者数	税 率																																						
①資本金等の額を有しない法人		50,000 円																																						
②1,000 万円以下である法人	50 人以下	50,000 円																																						
	50 人超	120,000 円																																						
③1,000 万円を超える、 1 億円以下である法人	50 人以下	130,000 円																																						
	50 人超	150,000 円																																						
④1 億円を超える、 10 億円以下である法人	50 人以下	160,000 円																																						
	50 人超	400,000 円																																						
⑤10 億円を超える、 50 億円以下である法人	50 人以下	410,000 円																																						
	50 人超	1,750,000 円																																						
⑥50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円																																						
	50 人超	3,000,000 円																																						

市 民 市 民	法 人	(4)	(均等割)																																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>区内の従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①資本金等の額を有しない法人</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>②1,000万円以下である法人</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>③1,000万円を超える、 1億円以下である法人</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>④1億円を超える、 10億円以下である法人</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤10億円を超える、 50億円以下である法人</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>⑥50億円を超える法人</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	区内の従業者数	税率	①資本金等の額を有しない法人		50,000円	②1,000万円以下である法人	50人以下	50,000円		50人超	120,000円	③1,000万円を超える、 1億円以下である法人	50人以下	130,000円		50人超	150,000円	④1億円を超える、 10億円以下である法人	50人以下	160,000円		50人超	400,000円	⑤10億円を超える、 50億円以下である法人	50人以下	410,000円		50人超	1,750,000円	⑥50億円を超える法人	50人以下	410,000円		50人超
資本金等の額	区内の従業者数	税率																																				
①資本金等の額を有しない法人		50,000円																																				
②1,000万円以下である法人	50人以下	50,000円																																				
	50人超	120,000円																																				
③1,000万円を超える、 1億円以下である法人	50人以下	130,000円																																				
	50人超	150,000円																																				
④1億円を超える、 10億円以下である法人	50人以下	160,000円																																				
	50人超	400,000円																																				
⑤10億円を超える、 50億円以下である法人	50人以下	410,000円																																				
	50人超	1,750,000円																																				
⑥50億円を超える法人	50人以下	410,000円																																				
	50人超	3,000,000円																																				
			(注) 1 資本金等の額とは、資本金の額又は出資金の額と資本準備金などの所定の金額との合計額（保険業法に規定する相互会社にあっては純資産額）をいう。		各事業年度終了の日の翌日から2月以内（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用されるものはさらに延長、中間申告の場合は事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内）に申告納付。																																	
			平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は次の①と②を比較し、大きい方の額をいう。 ① 法人税法上の資本金等の額－無償減資等による欠損てん補額+無償増資額 ② 「資本金+資本準備金」又は「出資金の額」 2 法人課税信託の受託者については、「資本金等の額」を「固有法人の資本金等の額」と読み替える。		ただし、均等割申告を行う公益法人等については4月30までに申告納付。																																	
税 税		(5)	(法人税割)																																			
			法人課税信託に係る法人税額の8.2%（平成26年9月30日以前に開始した事業年度分については14.5%。平成26年10月1日以降令和元年9月30日以前に開始した事業年度分については11.9%）																																			
固定資産税	所有者	土地 家屋 償却資産	固定資産課税台帳に登録された価格（土地については、負担調整措置等に基づいて計算された額）の1.4%	普通徴収	1期4月 2期7月 3期12月 4期翌年2月																																	

(注)「市民税」の欄中「準法人」とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあるものをいう。

区分 税目	納稅義務者・課稅客体	課 税 標 準 ・ 税 率	徵収方法	納 期
輕 所	(1) 原動機付自転車 ア 総排氣量が 50cc 以下のもの又は定格出力が 0.6kw 以下のもの (エに掲げるものを除く。) イ 2輪のもので、総排氣量が 50cc を超え、90cc 以下のもの又は定格出力が 0.6kw を超え 0.8kw 以下のもの ウ 2輪のもので、総排氣量が 90cc を超えるもの又は定格出力が 0.8kw を超えるもの エ 3輪以上のもので総排氣量が 20cc を超えるもの又は定格出力が 0.25kw を超えるもの	1台について 年 額 2,000 円 年 額 2,000 円 年 額 2,400 円 年 額 3,700 円		
自 動 車 稅 (又)	(2) 小型特殊自動車 ア 農耕作業用のもの イ その他 (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) (イ) 3輪のもの (ウ) 4輪以上のもの 乗用のもの 自家用 貨物用のもの 自家用	1台について 年 額 2,400 円 年 額 3,600 円 年 額 3,900 円 年 額 10,800 円 年 額 5,000 円	普通徵収	5月
種 別 割 (者)	(3) 軽自動車 ア 雪上車 イ その他 (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)で総排氣量 250cc 以下 (イ) 3輪のもの (ウ) 4輪以上のもの 乗用のもの 營業用 自家用	1台について 年 額 3,600 円 年 額 3,600 円 年 額 3,100 円 ※1 3,900 円 ※2 4,600 円 ※3 1,000 円 ※4 2,000 円 ※4 3,000 円 ※4 年 額 5,500 円 ※1 6,900 円 ※2 8,200 円 ※3 1,800 円 ※4 3,500 円 ※4 5,200 円 ※4 年 額 7,200 円 ※1 10,800 円 ※2 12,900 円 ※3 2,700 円 ※4		

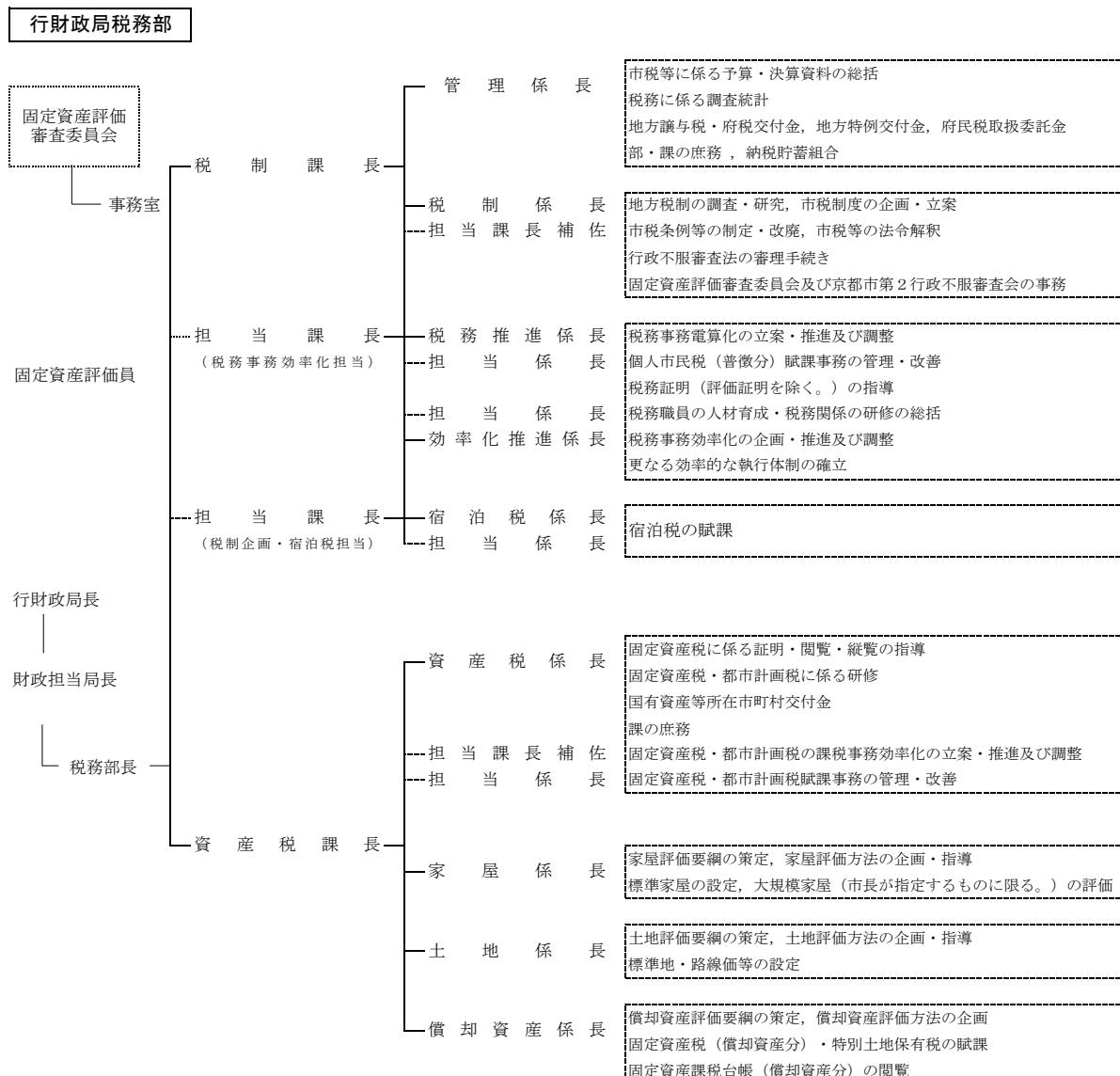
		5,400円 ※4																															
		8,100円 ※4																															
	貨物用のもの																																
	営業用	年　　額	3,000円 ※1																														
			3,800円 ※2																														
			4,500円 ※3																														
			1,000円 ※4																														
			1,900円 ※4																														
			2,900円 ※4																														
	自家用	年　　額	4,000円 ※1																														
			5,000円 ※2																														
			6,000円 ※3																														
			1,300円 ※4																														
			2,500円 ※4																														
			3,800円 ※4																														
		※1 平成27年3月31日以前の新規検査分																															
		※2 平成27年4月1日以降の新規検査分																															
		※3 新規検査から13年を経過																															
		※4 グリーン化特例(軽課)により平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規検査を受けた一定の環境性能を有する軽自動車。燃費性能に応じて令和2年度分のみ適用される。(別表参照。)																															
	(別表)																																
		車種区分	税率			電気・天然ガス※1	ガソリン・ハイブリッド※2		基準1※3	基準2※4	三輪	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円		
車種区分	税率																																
	電気・天然ガス※1		ガソリン・ハイブリッド※2																														
		基準1※3	基準2※4																														
三輪	1,000円	2,000円	3,000円																														
四輪以上	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円																													
	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																													
	貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円																													
	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円																													
		※1 ポスト新長期規制+10%NOx低減達成車又は平成30年排出ガス規制適合車であること																															
		※2 ガソリンを内燃機関の燃料とするもので、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車																															
		※3 乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車、貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車																															
		※4 乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車、貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車																															
		(注)各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載																															
	(4) 2輪の小型自動車 (総排気量250cc超)	1台について																															
		年　　額	6,000円																														

区分 税目		納稅義務者・課税客体	課 稅 標 準 ・ 税 率	徵收方法	納 期
輕自動車税（環境性能割）	(1) 軽自動車（電気自動車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車）	自家用	非課税	申告納付	(1) 車両番号の指定を受ける軽自動車…その指定のとき (2) 自動車検査証の記入を受けるべき軽自動車…その記入を受けるべき事由のあった日から15日以内 (3) その他の軽自動車…軽自動車の取得の日から15日以内
		営業用	非課税		
	(2) 軽自動車（ガソリンハイブリッド乗用車、ガソリン乗用車、LPGハイブリッド乗用車、LPG乗用車）	ア 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ令和2年度燃費基準+20%達成（平成22年度燃費基準+80%達成）又は+10%達成（平成22年度燃費基準+65%達成）	非課税		
		自家用	非課税		
		営業用	非課税		
	イ 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ令和2年度燃費基準達成（平成22年度燃費基準+50%達成）	自家用	1%（非課税）※		
		営業用	0.5%		
	ウ 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成（平成22年度燃費基準+38%達成）	自家用	2%（1%）		
		営業用	1%		
	エ 上記以外	自家用	2%（1%）		
		営業用	2%		

		(3) 軽自動車（ガソリンハイブリッドバス、トラック、ガソリンバス、トラック（2,5t 以下） ア 平成30年排出ガス基準 50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+20%達成（平成22年度燃費基準+50%達成） 自家用 営業用 イ 平成30年排出ガス基準 50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成（平成22年度燃費基準+44%達成） 自家用 営業用 ウ 平成30年排出ガス基準 50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成（平成22年度燃費基準+38%達成） 自家用 乗用車 エ 上記以外 自家用 営業用	非課税 非課税 1% 0.5%	
市 た ば こ 税	製造販売の業者等 たばこ販売業者等	小売販売業者に売り渡した 製造たばこ等 ※手持品課税 令和2年10月1日午前0時 現在において販売のために 所持する紙巻たばこ三級品 (合計20,000本以上)	1,000本につき6,122円 1,000本につき430円	申告納付 又は 普通徴収 申告納付 令和3年3月31日

区分 税目	納稅義務者・課税客体	課 税 標 準 ・ 税 率	徴収方法	納 期								
入 湯 税	鉱泉浴場(温泉施設)の入湯客	(1)宿泊客 1人1泊につき150円 (2)日帰り客 1人1日につき100円 ※ 課税免除 ①12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ②共同浴場又は「銭湯(公衆浴場法に規定する公衆浴場)」の入湯者 ③入湯料金が1,000円(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)以下である施設において日帰りで入湯する者 ④学校(大学を除く。)の生徒等で、修学旅行その他学校行事に参加している者及びその引率者 ⑤医療提供施設において入湯する者	特別徴収	特別徴収義務者(鉱泉浴場を経営されている方)は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末日までに前月分を納入する。								
事 業 所 税	事務所又は事業所において法人又は個人が行う事業	(1)事業所用家屋の床面積1m ² について600円 ※ 免税点1,000m ² 以下 (2)従業者給与総額の0.25% ※ 免税点100人以下	申告納付	法人は事業年度終了の日から2月以内 個人は翌年の3月15日まで								
都 市 計 画 税	所有者 都市計画法に定める市街化区域に所在する土地及び家屋	固定資産課税台帳に登録された価格(土地については、負担調整措置等に基づいて計算された額)の0.3%	普通徴収	第1期 4月 第2期 7月 第3期 12月 第4期 翌年2月								
宿 泊 税	宿泊施設の宿泊客	<table border="1"> <tr> <td>宿泊料金(税抜き)</td> <td>税額(1人1泊につき)</td> </tr> <tr> <td>20,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>20,000円以上50,000円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円以上</td> <td>1,000円</td> </tr> </table> ※ 課税免除 学校(大学を除く。)の生徒等で、修学旅行その他学校行事に参加している者及びその引率者	宿泊料金(税抜き)	税額(1人1泊につき)	20,000円未満	200円	20,000円以上50,000円未満	500円	50,000円以上	1,000円	特別徴収	特別徴収義務者(宿泊施設を経営されている方)は、宿泊客から宿泊税を徴収し、毎月末日までに前月分を納入する。 なお、一定の要件を満たす場合、申告納入期限の特例を受けることにより、年4回の納入とする。
宿泊料金(税抜き)	税額(1人1泊につき)											
20,000円未満	200円											
20,000円以上50,000円未満	500円											
50,000円以上	1,000円											

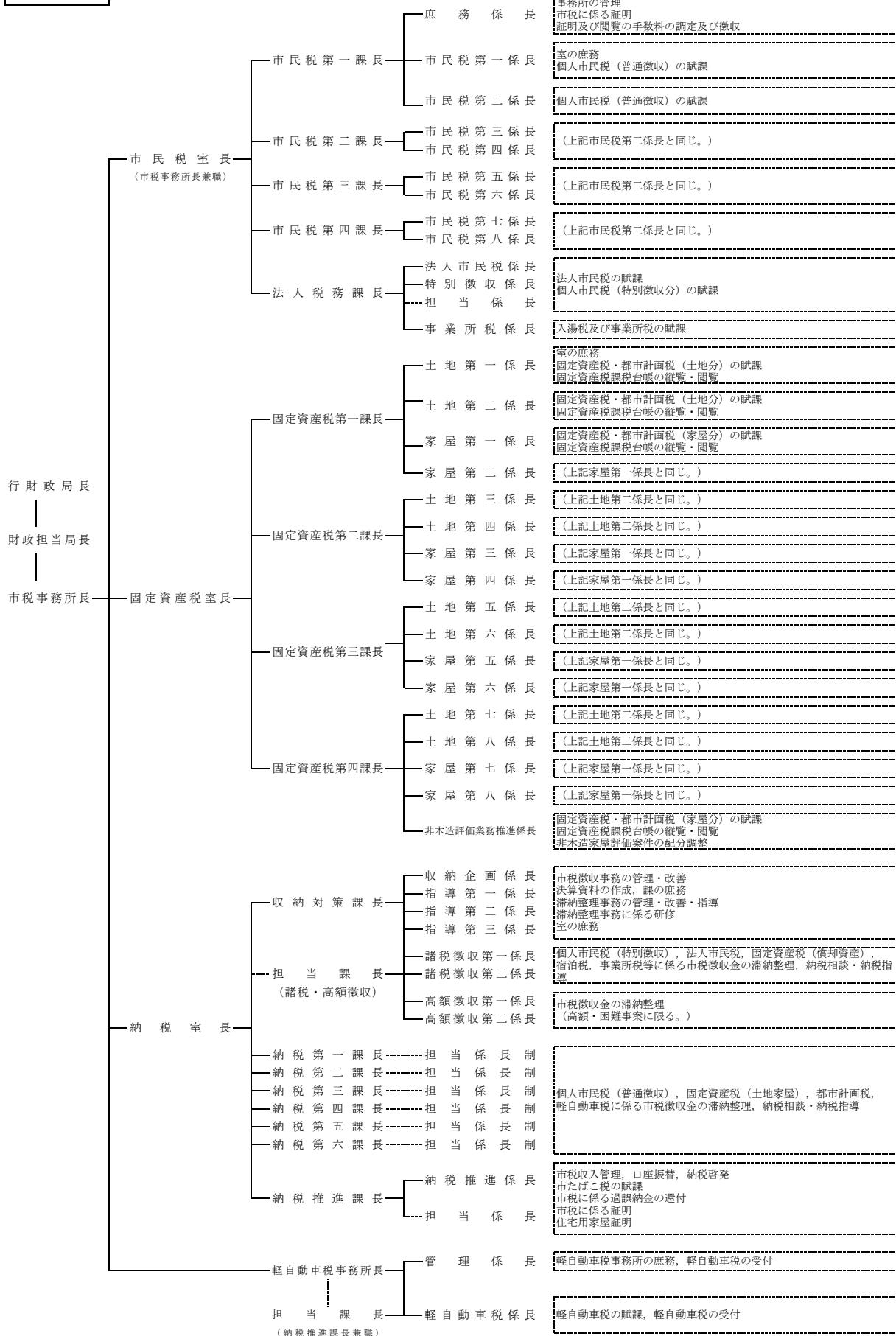
2 稅務機構及び事務分掌（令和3年4月1日現在）



1部 2課（部長級1, 課長級4, 課長補佐・係長級1 5）

(注) 表中□は主な事務である。

市税事務所



3室1事務所（部長級3、課長級19、課長補佐・係長級71）
（注）表中□は主な事務である。

3 税務職員数

(1) 職員数の推移（各年度とも5月1日）

(単位：人)

年度 区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
行財政局	132 (7)	136 (8)	137 (9)	63 (2)	64 (2)
行財政局 市税事務所	533 (42)	536 (40)	537 (42)	556 (49)	557 (51)
計	665 (49)	672 (48)	674 (51)	619 (51)	621 (53)

(単位：人)

年度 区分	29年度	30年度	(令和) 01年度	02年度	03年度
行財政局 稅務部	64 (2)	72 (2)	73 (2)	63 (1)	64 (1)
行財政局 市税事務所	536 (54)	529 (54)	528 (53)	489 (49)	489 (51)
計	600 (56)	601 (56)	601 (55)	552 (50)	553 (52)

(注) 「行財政局 市税事務所」の欄の26年度以前については、区役所・支所の人数。

(注) () 内は再任用職員数（内数）である。ただし、元年度までは非常勤嘱託員、2年度以降は会計年度任用職員各1名を含む。

(2) 職員数の明細（令和3年5月1日現在）

ア 行財政局 稅務部

(単位：人)

所属	担当	事務職員	係長職	課長補佐級	課長職	部長職	計	合計
税制課	管理担当	4	1		1	1	7	37
	税制担当	6		2			8	
	税務推進担当 効率化担当	9	4		1		14	
	宿泊税担当	5	2		1		8	
資産税課	資産税担当	6	2	1	1		10	27 (1)
	家屋担当	3	1				4	
	土地担当	5	1				6	
	償却資産担当	6 (1)	1				7 (1)	
合計		44 (1)	12	3	4	1	64 (1)	64 (1)

(注) 税務部長は税制課管理担当に含んでいる。

(注) 事務職員のうち、資産税課の()内は再任用職員数（内数）である。

イ 市税事務所

(単位：人)

所属	担当	事務職員	係長職	課長補佐職	課長職	部長職	計	合計
市民税室	市民税第一担当	24 (2)	3		1	1	29 (2)	145 (11)
	市民税第二担当	27 (3)	2		1		30 (3)	
	市民税第三担当	21 (2)	2		1		24 (2)	
	市民税第四担当	24 (2)	1	1	1		27 (2)	
	法人税務担当	30 (2)	4		1		35 (2)	
固定資産税室	固定資産税第一担当	29 (5)	4 (1)		1	1	35 (6)	134 (15)
	固定資産税第二担当	28 (3)	3 (1)	1	1		33 (4)	
	固定資産税第三担当	23 (3)	4		1		28 (3)	
	固定資産税第四担当	32 (2)	5		1		38 (2)	
納税室	収納対策担当	22 (2)	7	1	2	1	33 (2)	197 (20)
	納税第一担当	20 (5)	4	1	1		26 (5)	
	納税第二担当	19 (3)	4	1	1		25 (3)	
	納税第三担当	20 (4)	4	1	1		26 (4)	
	納税第四担当	17 (1)	5		1		23 (1)	
	納税第五担当	17 (2)	5		1		23 (2)	
	納税第六担当	15 (1)	4 (1)		1		20 (2)	
	納税推進担当	18 (1)	2		1		21 (1)	
軽自動車税事務所		10 (5)	2		1		13 (5)	13 (5)
合計		396 (48)	65 (3)	6	19	3	489 (51)	489 (51)

(注) 市税事務所長は市民税第一担当に、固定資産室長は固定資産税第一担当に、納税室長は収納対策担当に含んでいる。

(注) 事務職員及び係長職のうち () 内は再任用職員数(内数)である。ただし、収納対策担当分については、会計年度任用職員、再任用職員各1名(いずれも内数)である。

4 徴 税 費

(1) 令和2年度決算額及び令和3年度予算額

(単位：千円)

区 分		2年度決算額	3年度当初予算額
(A)徴収費計 (a + b)		5,899,866	5,773,926
人件費	基 本 給	2,401,907	2,477,780
	諸 手 当	1,177,264	1,202,383
	そ の 他	625,375	635,521
人 件 費 計 (a)		4,204,546	4,315,684
物件費	旅 費	1,747	4,396
	賃 金		
	そ の 他	1,693,365	1,453,846
	計	1,695,112	1,458,242
イ 報 奨 金 等	納期前納付報奨金		
	納税奨励金	208	0
	計	208	0
ウ	そ の 他	0	0
物 件 費 計 (b)		1,695,320	1,499,579
(B) 市 税 収 入 額		295,943,361	284,751,000
徴 税 費 の 割 合	徴税費合計(A)/(B)	2.0%	2.0%
	人 件 費 (a)/(B)	1.4%	1.5%
	物 件 費 (b)/(B)	0.6%	0.5%
税 务 関 係 職 員		559 人	560 人

(注) 1 還付金、還付加算金を除く。

2 人件費、物件費及び税務関係職員数には情報化推進室関係分を含んでいる。

3 人件費及び情報化推進室関係経費は推計である。

(2) 徴税費等の推移

区分		29年度決算	30年度決算	元年度決算	2年度決算
市 税 収 入 ①		千円 255,709,989	千円 291,702,131	千円 305,500,402	千円 295,943,361
個 人 府 民 税 収 入 ②		56,389,320	32,781,424	30,500,289	30,322,236
計 ③		312,099,309	324,483,555	336,000,691	326,265,597
徴 収 費 (推 計) ④		5,783,639	6,137,321	6,189,285	5,899,866
うち 人 件 費 ⑤	人 件 費 ⑤	4,484,912	4,480,502	4,477,902	4,204,546
	物 件 費 ⑥	1,298,727	1,656,819	1,711,383	1,695,320
市 税 ・ 徴 収 割 合 ④/①		2.3%	2.1%	2.0%	2.0%
うち 人 件 費 ⑤/①	人 件 費 ⑤/①	1.8%	1.5%	1.5%	1.4%
	物 件 費 ⑥/①	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%
人 口 ⑦	(29.10.1) 人 1,472,027	(30.10.1) 人 1,468,980	(元.10.1) 人 1,466,264	(2.10.1) 人 1,464,890	
世 帯 数 ⑧	世帯 715,904	世帯 721,045	世帯 726,665	世帯 726,665	
人口 1人当たり徴税費 ④/⑦	円 3,929	円 4,178	円 4,221	円 4,028	
1世帯当たり徴税費 ④/⑧	8,079	8,512	8,517	8,119	
(参考) 人口 1人当たり市税収入 ①/⑦	173,713	198,575	208,353	202,024	
(参考) 1世帯当たり市税収入 ①/⑧	357,185	404,555	420,414	407,262	
税関係職員数(情報化推進室職員を含む) ⑨	(30.3末) 人 605	(31.3末) 人 607	(2.3末) 人 607	(3.3末) 人 556	
職員 1人当たり徴税費 ④/⑨	千円 9,560	千円 10,111	千円 10,197	千円 10,611	
うち 人 件 費 ⑤/⑨	人 件 費 ⑤/⑨	7,413	7,381	7,377	7,562
	物 件 費 ⑥/⑨	2,147	2,730	2,819	3,049
市 税 調 定 件 数 ⑩	千件 4,592	千件 4,576	千件 4,598	千件 4,592	
1 件 当 り 徴 税 費 ④/⑩	円 1,260	円 1,341	円 1,346	円 1,285	
うち 人 件 費 ⑤/⑩	人 件 費 ⑤/⑩	977	979	974	916
	物 件 費 ⑥/⑩	283	362	372	369
府 民 税 取 扱 委 託 金 ⑪	千円 2,027,695	千円 2,064,837	千円 2,026,018	千円 2,034,499	
府 民 税 徴 収 費 割 合 ⑪/②	3.6%	6.3%	6.6%	6.7%	
全税収に対する府民税の割合 ②/③	18.1%	10.1%	9.1%	9.3%	

(注) 1 還付金、還付加算金を除く。

2 人件費及び情報化推進室関係経費は推計である。

